

## 審理員候補者名簿(福祉部)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

処分等の分類	審理員となるべき者
福祉部総務課が所掌する事務に係る処分等	1 福祉部総務課の副課長又は班長の職(行政職5級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者
福祉部地域福祉課が所掌する事務に係る処分等	1 福祉部地域福祉課の副課長の職にある者 2 福祉部総務課の副課長又は班長の職(行政職5級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者
福祉部国保医療課が所掌する事務に係る処分等	1 福祉部国保医療課の副課長の職にある者 2 福祉部総務課の副課長又は班長の職(行政職5級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者
福祉部高齢政策課が所掌する事務に係る処分等	1 福祉部高齢政策課の副課長の職にある者 2 福祉部総務課の副課長又は班長の職(行政職5級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者
福祉部こども政策課が所掌する事務に係る処分等	1 福祉部こども政策課の副課長の職にある者 2 福祉部総務課の副課長又は班長の職(行政職5級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者
福祉部児童家庭課が所掌する事務に係る処分等	1 福祉部児童家庭課の副課長の職にある者 2 福祉部総務課の副課長又は班長の職(行政職5級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者
福祉部障害福祉課が所掌する事務に係る処分等	1 福祉部障害福祉課の副課長又は班長の職(行政職5級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 福祉部総務課の副課長又は班長の職(行政職5級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者
福祉部ユニバーサル推進課が所掌する事務に係る処分等	1 福祉部ユニバーサル推進課の副課長の職にある者 2 福祉部総務課の副課長又は班長の職(行政職5級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者